

ステップ・アップ

No. 30



山口県下関市富任町 6 丁目 18 番 18 号
 TEL: 083-258-0338
 FAX: 083-259-8876
 ホームページ: <http://www.mizunoki.jp>

下関病院は
 日本医療機能評価機構
 認定病院です。

障害者雇用の促進等に関する制度の概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口障害者職業センター 所長 緒方 昭一郎 先生

平成 25 年 12 月 27 日、下関学術講演会にて「障害者雇用の促進等に関する制度の概要」の題で、緒方 昭一郎 先生に講演していただきました。

障害者が企業等で働きやすくするための様々な助成制度や法律の説明がありました。また県内の障害者雇用の状況で、精神障害者の就職件数の伸びが、身体障害者や知的障害者に比べて著しいということに、私たちは勇気をもらいました。

就職前にできることとして「不調のサインとその対処法を知る」、「良い状態の時に出来ることで仕事を選ばず、長く続けることを念頭に仕事を選ぶ」、「相談できる者を複数作っておく」などのポイント。就職後にできることとして「短時間から徐々に勤務時間を延ばす」、「支援者や支援制度を最大限活用する」などのポイントの説明がありました。私たちもこれらのことを念頭に、障害者雇用や障害者の就労に向けた支援に取り組んでいきます。



精神科医療の 10 年戦略 ～変化を予測し先駆けて、不可欠な存在になる～

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 都甲 真二 先生

平成 26 年 2 月 28 日に、三菱UFJリサーチ&コンサルティング社の都甲 真二 先生をお招きし、講演会を開催しました。

「精神科医療の 10 年戦略」という演題でしたが、副題の、～変化を予測し、先駆けて、不可欠な存在になる～という言葉の通り、精神科病院が医療機関として生き残るために必要な要件が具体的に含まれた内容であり、非常に有意義な講演でした。

当法人ではすでに理事長の指揮のもと、急性期医療の提供による早期退院と、退院後の生活を支える医療・福祉の包括的支援のシステムに取り組んでいるところですが、病床転換型居住施設等による精神科病床削減のカウントダウンがすでに始まっていることに私たちは危機感を持たなければならないと考えます。

法人が運営する 2 つの病院が地域の精神科医療の拠点となるため、機能の充実や人材確保が不可欠となりますが、これは組織的に全職員で取り組まなければならない問題です。

都甲先生が引用された「生き残るのは最も変化に敏感な種である。」というダーウィンの言葉と、「自らを変え続けてきたから成長できた。」というセブン・イレブン鈴木会長の言葉を、何故今回の講演の場で紹介されたかという意味を、職員全員で理解しなければならないと思います。



精神疾患の医療体制 ③

① 精神科病院・精神科診療所

精神障害者の地域移行に関して中心になって働く必要があるのは「精神科病院」や「精神科診療所」である。しかしながら精神科病院の敷居は決して低くなく、地域住民の偏見が根強いことや精神疾患への理解が乏しいことなどから、精神障害者が十分なサービスを安心して受けられるような環境になっていない。そのためにはまず、精神科病院や診療所が現在行っている医療や福祉の内容について情報開示する必要がある。病院や診療所は、外来患者や入院患者の数、疾患名、病床利用率、病床回転率、平均在院日数などの統計数値、さらに提供できるサービス内容や実績数などの情報を、積極的に地域住民や関係諸機関に公表する。そして円滑な機能連携を図るとともに精神障害者および地域住民がサービスを受けやすい環境を作る必要がある。

② 外来診療

地域生活をする精神障害者にとって医療や福祉の最初の相談窓口となる。アクセスしやすい場所にあり、誰もが利用しやすい窓口であること、適切な医療や福祉のサービスが提供できることなどが重要であるが、中でも利用者の満足度に関する評価は大切である。24時間365日緊急対応ができ、何があっても安心して受診できる体制を整えることが望まれる（断らない医療と出向く医療）。いつでも受診できる外来窓口があること、待たされることなく診察を受けられること（予約制とチーム・アプローチ）などは、患者本人や家族にとって重要である。このようにして多くの情報が外来で得られるが、次のステップに患者をどのように繋げていくかを検討しなければならない（ケース・カンファランス）。



③ アウトリーチ（訪問看護ステーション、精神科訪問看護）

医療機関までのアクセスに問題がある患者に対して、また退院して間もない患者や高齢患者に対して、訪問して患者の支援にあたるのがアウトリーチである。看護師の他に精神保健福祉士、作業療法士、心理士がチームを組んで訪問する。地域で安心して過ごせるように、疾患指導や服薬指導、生活指導、精神的および身体的リハビリテーション、SST、社会資源の提供などを行う。また、引きこもりや治療中断を来している障害者へのアプローチも積極的に行う。

④ ACT

重度の精神障害者や精神疾患の急性増悪期の患者に対して、家族が不安を感じて対応できず、地域生活が継続できないことがある。そのようなときには、病院の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、心理士がチームを組んで訪問し、早期に危機介入する。濃厚な医療を導入して地域生活が維持できるよう支援するが、レスパイト・ケアで安静を図ることもある。

⑤ 訪問診療

過疎地で自宅が医療機関から遠いことや、寝たきりなどの理由で通院が困難な場合には、24時間という条件は設定されているが、医師が患家に出向き診察を行うのが訪問診療である。医療と繋がっていることで平時や緊急時の対応が円滑に行え、患者本人およびその家族が安心して地域で生活を送ることができる。



⑥ 地域連携パス

医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するためのプログラムである。急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもので、診療にあたる複数の医療機関が役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。このようなシステムを構築するために、精神科病院の精神保健福祉士や看護師などが他の医療機関、福祉機関・福祉施設、行政機関などを訪問して、情報収集すると同時に情報発信をする。そうすることで病院や施設に入所している障害者の転出先の確保や地域生活支援体制の構築に有効に働く。逆に地域に著しい精神症状を有する障害者が出現し、医療の必要性があると思われる場合には専門医療機関に繋ぎ治療を行う。また地域連携の結果、外来治療や入院治療に結びついた時には、治療と同時に関係機関とケース・カンファレンスを行い、地域での支援体制を整えて早期に地域生活に移行できるよう支援する。

⑦ デイケア、ナイトケア、デйнаイトケア

精神障害者の社会生活機能の回復を目的として、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものである。退院して間もない患者や地域生活に不慣れな患者に対して、自宅や居住施設での規則的な生活リズムを構築するために医療チームで日中および夜間の活動を支援する。そこでは時間の過ごし方や人間関係の構築、コミュニケーションの訓練、SST、自己表現訓練などを行う。また、精神障害者の就労支援や休職中の障害者の復職支援も合わせて行うことが多い。

⑧ 重度認知症デイケア

精神科の認知症通院治療のひとつで、重度の認知症高齢者の認知症の進行の遅延、心身機能の維持・改善、家族による介護負担の軽減などを目的にしたものである。医師により作成された患者ごとのプログラムに基づいて、医療チームが認知症患者の著しい精神症状および行動異常などの周辺症状（BPSD）の改善や、心身機能の回復を図るための専門療法を行うものである。



精神疾患の医療体制 ③

⑨ 就労支援事業（就労継続支援A型・B型、就労移行支援）

就労継続支援事業とは「障害者自立支援法」に基づく就労継続支援のための事業である。一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通してその知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供することを目的としている。この事業の形態にはA型とB型の2種類があるが、A型は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの雇用型である。B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける非雇用型である。就労移行支援は就労を希望する障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と思われる者に対して、生産活動や職場体験などの活動機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のための相談などを行う。



⑩ 相談支援事業

障害のある人の福祉に関するいろいろな問題について障害者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のための必要な援助を行う。また相談支援事業を効果的に実施するために、中立・公平な事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発や改善などを行う。

⑪ グループホーム

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談や日常生活の援助を行う。そして共同生活を行いながら、デイケアや就労支援事業所などへの通所を行う。地域生活への準備が整えば自宅やアパートなどへ移行することになる。

⑫ 宿泊型自立訓練施設

知的障害または精神障害を有する障害者に対して、居室その他の設備を利用するとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援や、生活などに関する相談および助言などの支援を行う。自立訓練（生活訓練）や就労継続支援事業B型などを組み合わせて支援を行いながら、地域生活への移行の準備をする。

⑬ 居宅介護支援事業

居宅介護サービスは、サービスの方法により訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、住まいサービス、環境整備サービスの5種類がある。各サービスの中にはさらに数種類のサービスが用意されている。訪問介護はホームヘルパーが介護を必要とする人の自宅を訪問して、日々の生活を自立して行えるように支援するものであるが、内容としては身体介護と生活介護とがある。通所介護（デイサービス）は在宅の要介護高齢者をデイサービスセンターなどの施設に通所させて、入浴や食事を提供するとともにレクリエーションや機能訓練などの日常生活上のケアを行うものである。

⑭ 介護老人保健施設

病院の持つ医療機能と老人ホームの持つ生活援助機能の両方を有する施設である。施設サービス計画に基づき、看護や医学的管理下における介護さらに機能訓練やその他必要な医療など、日常生活上の世話を受けながら家庭や地域への復帰をめざして機能回復訓練を行う。急性期の治療を終え、安定期にある要介護者が対象である。

⑮ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）

施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能回復訓練、健康管理、療養上の世話などを受けることを目的とした施設で、医療行為は行われない。在宅での介護が困難で、十分な介護が受けられない人で、入院治療を要するような病気がない要介護者が対象である。

⑯ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護サービスはホームヘルプサービスとも呼ばれ、ホームヘルパーが介護保険利用者の自宅に出向き、食事・入浴・排泄などの身体介護や、洗濯・調理・買い物などの生活介護を行い、日常生活上の手助けを行うものである。介護保険のホームヘルプサービスを行えるのはホームヘルパー2級以上か介護福祉士の有資格者である。訪問介護サービスの利用においては、ケアプラン作成から契約に至るまでのケアプランに基づき、利用者が重要事項説明書による説明を受けたうえで、訪問介護サービス事業所と契約し、担当ヘルパーが契約内容に応じたサービスを提供することになる。

⑰ 保健所

地域の精神疾患発症の予防、相談業務、医療および福祉サービスの紹介、障害者のケア、危機介入（受診援助）などを行っている。地域住民の健康の保持増進だけでなく疾患に対する予防や早期の対応を行っている。精神障害に対しては、地域の医療機関の精神保健福祉士と連携して早期発見早期治療に協力・支援するとともに、地域での主要機関として各関係機関と密接な連携をとって活動している。

⑱ ハローワーク

一般人の就労の支援や相談はもちろんのこと、障害者の就労の支援や相談にもついても窓口が開かれている。障害者のために専門の職員や相談員を配置してケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介や就業指導を行っている。障害者に限定した求人の他に、一般の求人に応募することも可能である。ハローワークではその人に合った求人を開拓したり、面接に同行したりするなどのきめ細かいサービスを行っている。さらに障害者を対象とした就職面接会も実施している。



行事報告

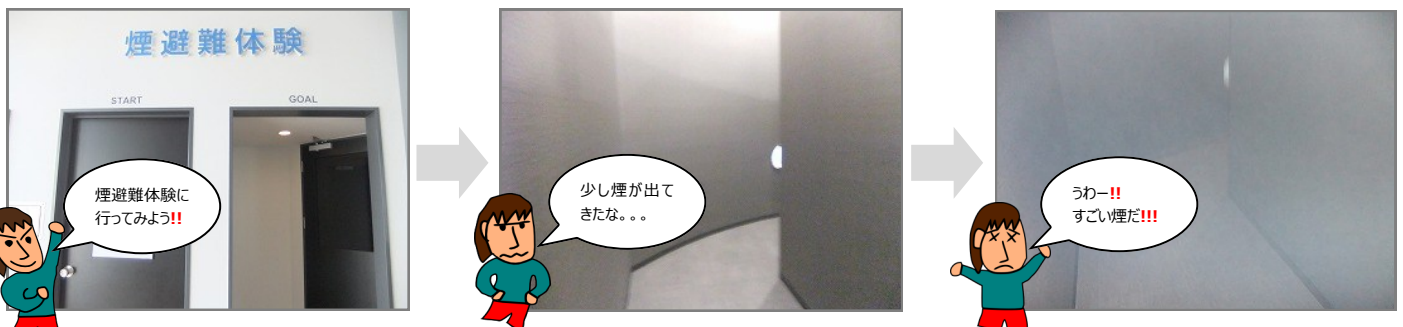
餅つき

H25年12月27日、毎年恒例である冬祭りを開催しました。杵で餅を力強く打つ男性、ついた餅をすぐに丸める女性の姿に今も昔も変わらない一年の年納めの病院行事をみることができました。託児所のお子さんたちも見に来られ、「よいしょっ！」と患者さんと共に白い息を吐きながらの共同作業は心地よい場面の一つでした。日本の伝統行事・文化を残していく役目は私たちの責務でもあると改めて感じました。



防災センター

H26年2月19日に院外活動として、下関市消防防災学習館に行かせて頂きました。防火防災に関する体験学習、取り組みの一環として、初めて院外活動に取り入れさせてもらいました。H25年10月に開館したばかりとあり、きれいな建物内に目を引かれました。煙避難体験・消火体験でのゾーンでは普段できない体験とあり、患者さんとスタッフ含め、楽しめながらも正しい災害の知識や対処方法を学ぶことができました。学習館の職員の皆様、ありがとうございました。



連載 つなげよう! スタッフのわ スタッフでつなげる、趣味のはなし。

今回は、川岡 精神保健福祉士 です。

趣味はスポーツ! 体を動かすことです。小学校から野球に没頭し、朝から日が暮れるまでやっていました。周りの友達からは野球バカと言われるほどでした。最近では休日に友人とソフトボールをしたり、テニスをして過ごしています。汗を流すことで日々のストレスを発散しています。もしも同じような趣味を持たれている方は一緒にスポーツをしましょう!



次回は、近藤 作業療法士 です。

編集後記

今年度も残すところ後わずかとなりました。

今年度は、就労支援施設「福祉サービスかじくり」の開設に始まり、萩では有料老人ホーム「椿の郷」の開設、下関病院では「電子カルテ」の導入など様々なことがありました。

来年度は、病院機能評価受審に向けて職員一同一致団結して頑張りたいと思います。

(広報委員 村上)